

(介護予防) 通所リハビリテーション重要事項説明書

(令和7年6月17日現在)

1 通所リハビリテーションサービスを提供する事業者

開設者 三重県
事業所 法人名 社会福祉法人 三重県厚生事業団
代表者役職・氏名 理事長 高野 吉雄
所在地・連絡先 三重県津市一身田大古曽 670 番地 2
TEL059-233-4789 FAX059-236-5880

2 サービスを提供する事業所の概要

事業所名 三重県身体障害者総合福祉センター
管理者役職・氏名 診療部 神田 仁
所在地・連絡先 三重県津市一身田大古曽 670 番地 2
TEL059-231-0155 FAX059-231-0614
指定番号 2410505347
サービス提供地域 主として旧津市の区域
利用定員 要介護・要支援の利用者と合わせて1単位10人

3 事業の目的及び運営方針

目的 利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮し適正なリハビリテーションを提供します。

運営方針 理学療法士・作業療法士は利用者の身体機能状態を評価し、医師と共に通所リハビリテーション計画書を作成し、心身機能の維持回復のための目標を達成できるよう努めます。

4 営業日時

営業日時	月曜日～金曜日	8時30分～17時15分
サービス提供日時	火曜日・木曜日のみ	8時45分～11時55分
	月曜日～金曜日	13時10分～16時20分
休業日	土曜日、日曜日、国民の祝日	
	年末年始（12月29日～1月3日）	

5 職員体制

管理者 医師（1名）

従業員 理学療法士（1名） 作業療法士（1名）

6 サービスの概要と利用料金

【介護予防通所リハビリテーション費】 1月につき （※1単位＝10.33円）

	要支援 1	要支援 2
所要時間 1 時間以上 4 時間未満	2268 単位	4228 単位
サービス提供体制強化加算Ⅲ	24 単位	48 単位
利用開始日から 12 月を超える 長期利用の場合減算	△120 単位	△240 単位

【通所リハビリテーション費】 1日につき （※1単位＝10.33円）

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
所要時間 1 時間以上 2 時間未満	369 単位	398 単位	429 単位	458 単位	491 単位
所要時間 2 時間以上 3 時間未満	383 単位	439 単位	498 単位	555 単位	612 単位
所要時間 3 時間以上 4 時間未満	486 単位	565 単位	643 単位	743 単位	842 単位
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6 単位				
送迎減算	△片道 47 単位 △往復 94 単位				

7 お支払い方法

利用翌月の 2 日以降に、受付窓口で利用合計額をお伝えいたします。

料金表に従い、1 割又は一定以上の所得のある方は 2 割、現役並みの所得のある方 3 割をお支払いください。現金でのお支払いをお願いしております。

＊（別紙）介護予防・通所リハビリテーションの利用例を参考にしてください。

8 サービスの中止、変更、追加

利用者様の都合により、利用の中止、変更もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。申し出に対して、事業所の稼働状況により希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を利用者に提示して協議します。

9 個人情報の保護及び秘密保持等

事業所の従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。また、当事業所の従業員でなくなった後においても、秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じます。

なお、サービス担当者会議等において個人情報を用いる場合は、利用者又は家族の同意を、あらかじめ文書により得ます。

10 事故発生時の対応

事業者は、利用者に対するリハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、利用者の家族、利用者の居宅介護支援事業者、市町等に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じます。

利用者に対するリハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。

11 非常災害対策

事業所は非常災害時には、災害対策マニュアルに基づき避難・救出を行います。

防災訓練は、消防計画に基づき年1回実施しています。

12 虐待防止対策

事業所は、定期的に虐待防止委員会を開催し、虐待防止のための指針の整備をしています。その内容は、従業員に周知徹底します。また、虐待防止対策に関する研修も実施しています。

事業所は、虐待防止に関する担当者を診療課管理者に決め、虐待発生時の相談に応じます。虐待の事案と判断した場合は、速やかに、これを市・町に報告します。

13 衛生管理等

事業所は、サービス提供中に用いる食器や水について衛生的な管理に努めています。

事業所は、定期的に感染対策委員会を開催し、感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。その内容は、従業員に周知徹底します。また、感染予防に関する研修会や訓練も実施しています。サービス提供中に感染症の発生や、まん延の兆しが見られた時は、感染対策委員会の指示に従い適切な対策を行い、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

1 4 業務継続計画の策定などについて

感染症や、非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するためや非常時の体制で早期の業務再開できるように業務継続計画を策定します。

事業所は、従業員に業務継続計画について周知徹底し、定期的に研修会や訓練を行います。

1 5 サービス内容に対する苦情

事業所の窓口担当者 管理課長 大竹 典子

電話番号 059-231-0155

受付時間 平日 8 時 30 分～17 時 15 分（祝日、年末年始は除く）

その他の窓口

津市役所 健康福祉部介護保険課

電話番号 059-229-3149

三重県国民健康保険団体連合会 保健介護福祉課介護障害福祉係

電話番号 059-222-4165

令和 年 月 日

事業者は（介護予防）通所リハビリテーションの提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

【 法人名 】 社会福祉法人 三重県厚生事業団
 【 事業所名 】 三重県身体障害者総合福祉センター
 【事業所住所】 三重県津市一身田大古曾 670 番地 2
 【 管理者名 】 神 田 仁 印

私は、契約書および本書面により、事業者から（介護予防）通所リハビリテーションについて重要事項の説明を受けました。

ご利用者

【住所】

【氏 名】印

ご家族または代理人

【住 所】

【氏 名】印